

○十和田市体育、スポーツに関する表彰規則

平成17年 1 月 1 日

教育委員会規則第 4 号

改正 平成24年 1 月26日教委規則第 1 号

平成26年12月18日教委規則第 3 号

平成27年10月22日教委規則第20号

平成27年12月21日教委規則第23号

平成28年 6 月28日教委規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、体育、スポーツの振興に功績のあったもの及びスポーツ活動において優秀な成績を収めたものを表彰することを目的とする。

(平24教委規則 1 ・平26教委規則 3 ・平27教委規則20 ・一部改正)

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) スポーツ栄誉賞
- (3) スポーツ賞
- (4) 優秀選手賞
- (5) スポーツ奨励賞

(平27教委規則20 ・平27教委規則23 ・一部改正)

(受賞者の範囲)

第 3 条 受賞者の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 十和田市に住所を有する者（中学生以下の者を除く。）
- (2) 十和田市に住所を有していた者であって、就学のため市外に居住するものの
- (3) 十和田市に所在する団体
- (4) 十和田市に縁故のある者

(平27教委規則20・追加)

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める基準を満たす者に対して行う。

(1) 体育功労賞

ア 社会体育の振興に尽し、その功績が特にすぐれた者

イ 永年にわたり、選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績が著しい者

ウ 体育、スポーツに関する学術的研究等で顕著な成果をあげた者

(2) スポーツ栄誉賞 国際大会において入賞した者

(3) スポーツ賞

ア 国際大会の代表選手

イ 国民スポーツ大会、各種全国大会その他これらに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者（前条第4号に規定する者を除く。）

(4) 優秀選手賞（前条第4号に規定する者を除く。） 県大会以上の大会において、優秀な成績を収めた者

(5) スポーツ奨励賞（前条第4号に規定する者を除く。） 前2号に掲げる大会に準ずる大会において、優秀な成績を収めた者

(6) 前各号に掲げるもののほか、十和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に表彰することが適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しない。

(1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が表彰することが適当でないと認める者

(平26教委規則 3・一部改正、平27教委規則20・旧第 3 条繰下・一部改正、
平27教委規則23・平28教委規則 6・一部改正)

(決定の方法)

第 5 条 被表彰者の決定は、十和田市スポーツ推進審議会の意見を聴き、教育委員会が行う。

(平24教委規則 1・一部改正、平27教委規則20・旧第 4 条繰下)

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、表彰状及び記念品を遺族に授与して行う。

(平27教委規則20・旧第 5 条繰下)

(表彰の期日)

第 7 条 表彰は、毎年教育長が定める日に行う。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(平27教委規則20・旧第 6 条繰下・一部改正、平28教委規則 6・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平27教委規則20・旧第 7 条繰下)

附 則

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年教委規則第 3 号)

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。